

京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会結果概要

①改正健康増進法について（報告）・資料1

<主な意見>

・府立学校はすでに敷地内禁煙となっているが、改正法では喫煙場所が設置できることになる。学校の敷地内に喫煙所が設置されないようにされたい。

②京都府受動喫煙防止憲章の改定について（協議）・資料2-1, 2-2

・事務局案の憲章改正案について了承された。

<主な意見>

- ・受動喫煙ゼロを目指すことが憲章で不十分なら条例を検討すべき。
- ・法律で受動喫煙防止を規制する一方、コンビニにたばこが簡単に手に入ってしまう状況はおかしい。購入場所の規制等が必要ではないか。
- ・店頭表示ステッカーは、禁止マークではなく安全や安心マークのような、赤ちゃんがニコニコしているマークの方が受け入れやすいのではないか。
- ・店頭表示マークをホームページに掲載し、各自で加工して自由に使えるようにすれば費用もかからないのではないか。
- ・喫煙室を設置するために補助金を出すのではなく、むしろ、受動喫煙防止に努力している所に補助すべきではないか。
- ・屋内禁煙が基本となるので、喫煙表示は施設が責任もってやるべきではないか。
- ・受動喫煙対策が必要なことは理解しているが、既存の小さい飲食店は喫煙するお客を断れない事情があることもご理解いただきたい。
- ・ある居酒屋チェーン店は全面禁煙にして単価は下がったが、回転率が上がり利益が上がっている。飲食店の現状は理解しているが、オール京都で禁煙を推進していくことが大切。

③各団体からの30年度取組について（報告）・・資料3

<追加報告等>

- 禁煙支援に関わる従事者にも加熱式たばこの情報が十分に伝わっていない。有害物質が9割減ってもリスクが同じだけ減るとは限らない。アメリカでは喫煙や受動喫煙による健康へのリスクがわからないため、日本で販売されている加熱式たばこの販売が認められていない。
- 電子たばこと加熱式たばこを混同されている人が多い。電子たばこは液体を蒸発させて吸引するもので、液体にニコチンが入ったものは薬事法で禁止されているが、多くの種類のフレーバーが流通している。最近は大麻を液体に加工し電子たばこで吸引する事件も起きている。
- 禁煙教室の参加者が少なくなってきたので実施せず、代わりに肺がん検診の場で喀痰検査対象者に禁煙支援を行うようにしている。赤ちゃん訪問は母親の受動喫煙の関心が高い時期なので手作りのリーフレットを作って説明している。
- 乳幼児健診で実施した喫煙に関するアンケート結果では、父親の喫煙率が40%を越えていた。家庭内で子供たちが守られていない可能性があるため対策を考えていきたい。
- 飲食店等の実態調査を実施したところ、現時点で約5割が禁煙を実施しているが法改正後は6割が禁煙すると回答があった。引き続き受動喫煙防止対策の必要性や法改正に関する周知啓発に取り組んでいきたい。
- 京都府では平成30年3月にがん対策基本計画を改定した。新しい計画に明記された数値目標を達成するために、毎年部会で進捗状況を確認していきたい。（事務局）